

令和元年度 第3回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

1	審議会名	スポーツ推進審議会
2	日 時	令和元年10月10日(木) 午後7時から午後9時00分まで
3	会 場	安曇野市役所 会議室306
4	出席者	赤羽高明会長、古澤副会長、加々美委員、松田委員、湯本委員、布山委員、臼井委員、 小林いず子委員、古川委員、藤森委員、千國委員、赤羽敦子委員
5	欠席者	小林可奈子委員、西村委員、丸山委員
6	市出席者(事務局)	西村部長、臼井課長、布山係長、塩原係長、山下副主幹、小林主査、沖主任
7	公開・非公開の別	一部非公開
8	傍聴人	0人

協 議 事 項 等

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1) 新総合体育館の管理運営形態について
 - (2) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて
- 4 その他
- 5 閉会

【議事】

議題 (1) 新総合体育館の管理運営形態について

<事務局から説明>

<質疑>

- 委員 松本市と常滑市の指定管理料の中の人件費について何人ぐらいで計算しているか。
- 事務局 確認して改めて回答する。
- 委員 松本市の人件費が平成28年度から平成30年度にかけて減っている。
- 事務局 金額の変更については、平成28年度は清掃経費が人件費に含まれているが、平成29年度以降は委託料に清掃の金額が含まれるようになった。
- 委員 本社管理費は、指定管理者の本社が指定管理者を管理・派遣しているので支出されているのか。
- 課長 この部分が指定管理者の儲けではないか。指定管理料と自主事業が収入になる。支出を抑えればその分会社の儲けが大きくなる。
- 委員 資料1-1、2ページのC-1には「市民が日ごろから健康・体力づくりに関するスポーツプログラムを実践できるよう、多目的な用途に対応できるトレーニング室を設置。」となっているが、指定管理者にトレーニング機器は一式揃えてもらう予定か。議会の提言と少し違うのではないかと考える。指定管理者が設置しない場合、この資料のとおり効果がでるか。市が設置するように依頼すると思うが、効果が十分にあるかは疑問がある。資格を持った人がいれば、安心して体育館に通ってもらえる。指定管理料を決めるときにトレーニング室に何もないので、トレーニング機器購入代金分を多く支払うと、結局は市からお金が出ていくので同じことではないか。議会で決まったことなので、どうしようもないが、虚しいと感じる。
- 委員 市で揃えていればいいが、指定管理者が機器を借りてリース料を支払い、利用者が使用料を支払うという流れになるが、その場合の収支がどうなるか疑問が残る。
- 委員 指定管理者がリース料の元を取ろうとして使用料を高く設定したら、利用者にも市にも負担がかかる。安く利用してもらおうという観点からは、市が設置しておくべきではないか。

委員	トレーニング室の機器をウェイト式の耐用年数が高いものと、ランニングマシンやエアロバイクなどの2つに分類することができる。ランニングマシンやエアロバイクは最新のものが出ているので、リースにしたほうが安い場合がある。その辺りを上手く取り入れていけば整備ができるのではないか。
課長	他市町村を見るとトレーニング室にはトレーニング機器があり、有効に活用しているところがある。高齢者の方も利用されている方が多いそうなので、指定管理者制度を導入するのであれば、トレーニング機器を有効に利用し、大勢の方々に来ていただきたい。仮に市でトレーニング機器を買い取ると、長期間市が保有することになるので、リースである程度の期間が経ったら、更新したほうが有効と考える。仮に指定管理者制度の導入という方向性になれば、トレーニング機器の活用に関しては審議会の付帯事項と付けてもいいのではないか。
委員	トレーニング機器の導入により、寿命が延びたとか、保険料の支払いが減ったとかの実績はあるか。
課長	松本市から以前に聞いた時には、利用者が年々増加しているということを知ったことがある。健康増進に直接関係があるかは証明できないが、利用者増加には寄与していると思う。
委員	安曇野市でトレーニング室を持っているのは三郷文化公園体育館であり、3月まで耐震工事をしていた。この4月からはトレーニング室で初心者講習会を行っているが、約半年で12回、計30名ほど利用者がいた。トレーニング機器自体は古いものが多いが、トレーニング室があることによって、利用する人がいるのは確かである。
委員	誰が主体になって初心者講習会を行っているのか。
委員	スポーツ推進委員が行っている。機械の使い方は教えてもらえるが、指定管理者になってプロに教えてもらえればまた違うかもしれない。
委員	無料なのか。
委員	初心者講習会は無料である。その次からは1回300円かかる。
委員	指定管理者制度と直営どちらにするか考えたときに、指定管理者制度を採用するメリットが弱い気がする。市の直営で専門的に行っている方を呼ぶ方法もある。自主事業収入だけでは判断できないが、松本市や常滑市の資料の中で、松本市は全体の収入の7%程度が自主事業収入である。常滑市は全体の収入の1%程度である。指定管理者が運営することの大きなメリットをもっと説明できるようにしたほうがいい。トレーニング室の運営だけを考えたときに、トレーニング室を利用する人とアリーナを利用する人を比べた時に圧倒的にアリーナを利用する人の方が多いと思う。トレーニング室だけで指定管理者がいいとは言いきれない。トレーニング室だけ考えれば専門家を入れてトレーニングをしっかりと行って、健康長寿に繋がったほうがいいと言えば、そうかもしれない。しかし、世間の流れで指定管理者制度を導入するのではなく、しっかりと説明できる上で導入したほうがいい。市の職員の能力は高いと思う。何が指定管理者制度と直営で違うのか。コスト面で何か違いはないか。
課長	非常に難しい問題です。人件費は何人配置すればいいのかによって変わる。他自治体を視察に行ってきたときに質問したが、一概に指定管理者制度が安いとは言えない。指定管理者が持っているノウハウでサービスを提供するし、効果を得るまで考慮しての人員配置になっている。直営で行った場合、管理費を抑えるために、施設を管理するだけになってしまう可能性がある。それがいいかどうかである。安いからいいとは言えない。新総合体育館を有効に皆様に使っていただくためにどちらがいいかということである。指定管理者を募集する際に、管理者や指導者が何人必要かということは示した場合、それよりも市の職員を配置したほうが安いかもしれないが、それがいいかどうかはまた別である。
委員	コストは考えなくてもよいのか。ノウハウ的なところで判断すれば良いのか。

課長	現段階ではそう考えていただいて結構ですが、完全にコストを考えないというのは語弊がありますので、コストが高くなる場合も安くなる場合もあるので、ほぼ同額と考えていただきたい。付帯事項の中で、「経費は同等と考える中で」と付け加えるか。
委員	コストの問題ではない。新総合体育館を市民の人に有効に活用していただくにはどうしたらいいかが重要である。部署の移動等があるので、市の職員が行うのは限界があるのではないかと。より有効に活用するためには民間のノウハウを利用するのがいいのではないかと。最終的に市の職員を配置した場合と指定管理者制度を金額で比べた場合、指定管理者制度の方が高いこともあるかもしれないが、より有効に活用するためには、専門的知識を持った人たちに運営していただく方がいいのではないかと。
委員	市のスポーツ推進計画の目標を実現するためにはどうすればいいかと考えた時に、施設を利用したり、南部総合公園のフィールドを利用したり、近くに自転車道があるので、そういったものを民間のノウハウを活用してソフト面の充実を図っていけばいいのではないかと。
委員	市のスポーツ推進計画は、平均した市民のスポーツに参加する頻度を上げていこうというものである。資料の市が直営で行う場合と、指定管理者制度で差の有るものについて、柔軟に対応できるのは市よりは指定管理者という民間の業者に任せて、柔軟なイベントを行っていただいて、多くの方に参加していただいて、実際に体を動かしてもらいたい。そういうことであれば、指定管理者の方がいいのではないかと。
課長	答申案を作成して、次回には答申をお願いしたい。
会長	承知した。

議題（２）安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて

<事務局から説明>

<質疑>

委員	スポーツ少年団の回数制限は今回の変更によって無くなっているが、制限が無くなることによって一般の利用者の使用回数に影響がないか。回数制限を無くした理由を聞きたい。
事務局	減免回数を超えて利用している団体は数団体しかないので、回数制限を無くしてもあまり影響がないと考える。
委員	回数制限が無くなったら多く利用する団体が出てくるのではないかと。
委員	減免を受ける以上は回数制限があっても問題ない。
事務局	事務局案としては、減免の回数制限を無くす代わりに減免率を100%から50%にしたい。なので、何回使用しても通常の使用料の50%は収めていただきたいという提案をさせていただいた。
委員	減免率が100%のままなら、減免回数の制限は付けるということか。
事務局	付けないとたくさん取られてしまう可能性がある。
委員	たくさん施設を抑えてしまって、一般の方が利用できないという話は聞いたことがある。
委員	キャンセルの連絡もなく、体育館が空いているにもかかわらず利用できないことがあったという話を聞いたことがある。
委員	市民全体のことを考えるとある程度の負担は仕方がない。
委員	資料には書いていないが、減免率が100%のままであれば、減免回数の制限は付けるということではないか。
事務局	事務局案としましては、減免回数の制限は設けない代わりに、減免率を50%にしたい。

課長	減免率100%だとお金がかからないため、キャンセルの連絡がないことがあり、他の方が使用できないことがあった。料金が発生したらおそらくキャンセルの連絡があると思う。現在は減免の回数制限があるのでその枠内で利用していただいていると思うが、実際のところお子さんたちも週に何回も利用するのは難しい。施設使用料の中で、改正することによって大きく変わる場所なので、事務局案も踏まえて考えていただきたい。
委員	前から言われているのは、一般市民の人が利用しようと思っても利用できない現状がある。一般の方の利用状況の推移を見てみたい。
課長	現在、体育施設の予約の仕方が、スポーツ少年団や体育協会の練習が優先して予約できるため、空いているところしか利用できない。その上で、全体の使用回数が32,956回の内、通常利用は6,289回なので全体の約5分の1である。
委員	無視はできない数字だ。
委員	減免率とは関係ない話だが、いつも同じ曜日、時間帯に同じ団体が利用していると、一般の人がそれに配慮しながら利用するのは使いにくいのではないか。抽選予約の時も最初は抽選だが、その内団体が自然に空いている日に曜日を変えていく。空いている時間帯をどれだけ取りやすくするかも考えていく必要がある。
委員	長い期間で考えた時に、スポーツ少年団は減っていき、社会人の団体は高齢の方が増えていく。なので、少し一般の人が入れるスペースを広くしたほうがいい。
委員	利用できないのは、土日祝日や平日の夜間が多い。 スポーツ少年団の減免率は100%をお願いしたいが、今現在の減免回数の制限で困っている人はあまりいないので継続しても問題ない。照明使用料は50%でよい。
委員	32番の減免制限オーバー（スポ少）は、15番のスポ少の練習が100%なら0%になるのか。
事務局	そうである。
委員	15番のスポーツ少年団の練習は100%減免で減免回数の制限付き、32番の減免制限オーバー（スポ少）は0%でよいのではないか。
委員	体育協会の練習は50%以上にして欲しい。0%、50%、100%しか区分はないのか。
事務局	複雑になってしまう。
委員	総合型地域スポーツクラブはスポーツ振興メインで行っており、年会費3,000円のため負担が多くなると厳しい。
委員	目標額があるので、全ての項目で0%、50%、100%に拘らなくてもよいのでないか。
委員	昨年第2回目の資料の中で、受益者負担に関する基本方針というものがある。その資料に使用料の算定基準が有り、年間の維持管理費が1億円程度で、その半分を受益者に負担してもらいたいという考え方は継続しているのか。
課長	そのとおりである。